

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和5年4月3日

会議の名称	庁議
開催日時	令和5年4月3日（月）15時5分～15時20分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 近藤政雄 都市整備部長 細田雄二 市長公室長 松永仁 上下水道部長 山崎仁 会計管理者 寺嶋勝弘 議会事務局長 北村竜一 選挙管理委員会事務局長 榎本章一 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【報告】 1 市長公室長 松永仁 2 総務部長 豊島俊二 3 総務部長 豊島俊二 4 市民生活部長 松井俊之 5 子ども・健康部長 近藤政雄
議 題	【報告】 1 志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度について 2 令和5年度志木市一般会計補正予算の専決処分について 3 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について 4 志木市中心市街地活性化基本計画の認定について 5 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

結 果	【報告】 1～5 了解
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【報告】

1 志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様な性を認め合い、自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて、「志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度」を令和5年4月1日より導入したことを報告するものである。

一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なるまたは性的指向が異性のみではない二人が、パートナーシップ及びファミリーシップであることを市に届け出ることによって、市から「受領証明書」、「受領証明カード」の交付を受けることができる制度である。

なお、この制度は、法律上の権利・義務を生じさせるものではないが、誰もが人生のパートナーや大切な人とともに、家族として暮らし、自分らしく活躍することを応援するものである。

2 令和5年度志木市一般会計補正予算の専決処分について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和5年度志木市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をしたので、報告をするものである。

補正予算の内容	(単位：千円)		
会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第1号）	27,696,000	118,273	→ 27,814,273

3 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について（総務部）

○概要説明：総務部長

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、志木市税条例及び志木市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、専決処分をしたので、報告するものである。

- 1 専決処分日 令和5年3月31日
- 2 改正条例 志木市税条例（昭和30年志木市条例第11号）
志木市都市計画税条例（昭和41年志木市条例第16号）

3 改正要旨

（1）志木市税条例

- ①固定資産税の課税標準の特例事項の追加について
- ②軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の延長について

（2）志木市都市計画税条例

- ①都市計画税の課税標準の特例事項について

- 4 施行日 令和5年4月1日

4 志木市中心市街地活性化基本計画の認定について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

令和5年1月25日に、内閣府へ申請していた「志木市中心市街地活性化基本計画」が令和5年3月17日付けで内閣総理大臣から認定され、国の認定中心市街地活性化基本計画となったことを報告するものである。

【計画の概要】

計画期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

計画区域：志木駅東口から市庁舎・いろは親水公園を含む中央通停車場線から概ね1街区 60.5ha

【中心市街地活性化の方針】

- ・経済活力の向上
魅力的な個店が集積し、新たな魅力の創出につながるチャレンジの支援・促進
- ・にぎわい創出
イベント開催や情報発信の強化によるにぎわいの創出
- ・歩行空間の環境改善
歩きやすさの向上・改善による回遊促進

5 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

地方税法施行令の改正に伴い、緊急に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和5年3月31日に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

なお、地方自治法第179条第3項の規定により、直近に開催される市議会に承認議案として提出する。

【改正内容】

均等割及び平等割の軽減判定基準の見直し

① 5割軽減の場合

43万円＋（被保険者等）×28.5万円以下

↓

43万円＋（被保険者等）×29万円以下

② 2割軽減の場合】

43万円＋（被保険者等）×52万円以下

↓

43万円＋（被保険者等）×53.5万円以下

【施行日等】

令和5年4月1日（令和5年度課税分から適用）

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。